

## 第8期 営業時間短縮協力金の申請受付について

対象期間 令和3年9月1日～9月30日までの全期間

### ○申請受付期間

令和3年9月24日（金）から

11月4日（木）まで

令和3年9月24日

大阪府料理業生活衛生同業組合

令和3年9月1日から9月30日までの間、大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく、緊急事態措置による施設の休業及び営業時間短縮の要請にご協力いただいた大阪府内の飲食店等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、事業規模（売上高）に応じた協力金を支給いたします。

※この協力金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。

※第8期協力金【早期給付（先行受付）】に申請された方は、一般受付に申請する必要がありません。

※同時期の大阪府大規模施設等協力金との重複受給はできません。

本協力金は、要請期間中に申請受付を開始しています。

期間が満了する9月30日以前でも、要請期間の満了まで要請にご協力いただくことを前提に、申請していただくことができます。

営業時間短縮要請の遵守状況について見回り等の調査を行っています。

守られていないことが明らかになった場合は、協力金を返還していただきます。

申請書類や写真等の偽造、変造、偽りの申請の場合、違約金を支払っていただくことがあります。さらに悪質な場合、警察に情報提供の上、被害届を提出又は告訴します。

### 大阪府のホームページ

大阪府 第8期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金



#### ■ 本協力金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター〔第7期・第8期〕

〔開設時間〕 午前9時から午後6時まで（平日・土曜）

〔電話番号〕 06-7178-1342

※9月23日（木・祝）及び11月3日（水・祝）は開設しません